

## 審議案件に関する概要

平成28年11月10日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	平成28年5月31日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹	札幌市北区太平3条1丁目2番18号
株式会社プレナス 代表取締役 塩井 辰男	福岡県博多区上牟田1丁目19番21号

## 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	サツドラ旭川緑町店 旭川市緑町18丁目2148-14	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹 札幌市北区太平3条1丁目2番18号 株式会社プレナス 代表取締役 塩井 辰男 福岡県博多区上牟田1丁目19番地21号	
(3)新設日	平成29年2月1日	
(4)店舗面積の合計	1,387 m <sup>2</sup>	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	46 台
	駐輪場の収容台数	10 台
	荷さばき施設の面積	44 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	11 m <sup>3</sup>
(6)施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	開店 午前7時 閉店 午前0時00分
	駐車場の利用時間帯	午前6時45分から翌午前0時15分
	駐車場の出入口数	3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時から午後10時

## 3. 審査事項

(1)駐車場 整備等への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 46台 = 設置台数 46台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に12台確保する。
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	10台。 ・これまでの施設運営実績から駐輪場が不足することはないと考える。

				<ul style="list-style-type: none"> <li>自動二輪車でのお客様は極端に少なく、お客様駐車場で充分に対応が可能と考える。</li> </ul>		
	来客車両等の入出庫方法			<ul style="list-style-type: none"> <li>入口ゲート、遮断機等は無く入庫待ちは発生しないと考える。</li> </ul>		
	搬入車両等の誘導			<ul style="list-style-type: none"> <li>処理能力4台/時に対しピーク時1台/時の搬入。</li> <li>計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。</li> <li>一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。</li> </ul>		
	歩行者の安全対策			<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口は、見通しの良い位置に設け歩行者や自転車の安全確保に配慮する。</li> <li>道路境界線は、車止めを整備し歩行者の安全確保に配慮する。</li> <li>各出入口に一旦停止ラインを標示し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。</li> <li>身体障害者専用駐車マスは、利用しやすい場所に設置して配慮する。</li> <li>通学路には、一旦停止及び学童注意の注意喚起看板を設置し、交通安全に配慮する。</li> </ul>		
	交通整理員の配置			<p>2人（9：00～18：00）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努める。</li> <li>配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。</li> </ul>		
	除排雪による堆積方法			<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。</li> <li>出入口付近の見通しが悪化し交通安全上問題が生じた場合は、適切に雪を排出する。</li> </ul>		
	その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>オープン時や販売促進催事等を行う際には、チラシにより案内経路を周知する。</li> </ul>		
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価	
		1	55 dB	44 dB	○	
		2	55 dB	46 dB	○	
		3	55 dB	48 dB	○	
		4	60 dB	39 dB	○	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価	
		1	45 dB	38 dB	○	
		2	45 dB	35 dB	○	
		3	45 dB	36 dB	○	
		4	50 dB	30 dB	○	
	夜間の音源毎最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	空調機①	40 dB	46 dB	△
		a2	空調機②	40 dB	55 dB	△
		a3	冷凍機	40 dB	43 dB	△
		a4	排気ガリ①+②	40 dB	35 dB	○

a5	排気ガリ③	40 dB	29 dB	○
a6	排気ガリ④	40 dB	29 dB	○
c1	自動車走行音	40 dB	57 dB	△
c2		40 dB	65 dB	△
c3		40 dB	70 dB	△
d1	ドア開閉音	40 dB	67 dB	△
d2		40 dB	67 dB	△
d3		40 dB	67 dB	△
		40 dB	67 dB	△
敷地境界で規制基準値を超えるが、住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回る。				
再計算点	規制基準値	予測結果	備 考	
a1'	40 dB	38 dB		
a2'	40 dB	40 dB		
a3'	40 dB	36 dB		
c1'	40 dB	27 dB		
c2'	40 dB	27 dB		
c3'	50 dB	42 dB		
d1'	40 dB	32 dB		
d2'	40 dB	32 dB		
d3'	50 dB	42 dB		
d4'	40 dB	37 dB		
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止を行うよう指導。</li> <li>・来客者へアイドリング停止の呼びかける看板を駐車場内に設置</li> <li>・冬季の除排雪作業は原則的に深夜早朝(夜10時以降及び朝6時前)を避けて実施する。</li> </ul>		
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出入車両等のアイドリング停止の徹底。</li> <li>・計画的な搬入により搬入台数を減少させて騒音の軽減に配慮する。</li> </ul>		
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・室外機は低騒音型の機種を設置して騒音の低減に配慮する。</li> </ul>		
青少年の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場出入口の使用時間外はチェーン等により閉鎖し、騒音の防止対策を講じる。</li> </ul>		
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民から苦情が発生した場合は、迅速に対応を図る。</li> <li>・生活環境問題を発生させるおそれがある場合は、適正な対応策を講じる。</li> </ul>		
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 6.494 m <sup>3</sup> < 設置容量 11.220 m <sup>3</sup>		
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管施設 A は屋外に設置、使用時以外は戸を閉め、廃棄物の飛散防止に配慮。</li> <li>・保管施設 B は屋内に設置し、廃棄物の飛散防止に配慮。</li> </ul>		
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り</li> </ul>		

		作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	・ダンボール、発砲スチロール、古紙等のリサイクルを徹底する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・現状では苦情なし。
	その他の対応方策	・環境問題を発生させるおそれがある場合、適切な対応策を講じる。
(4)街並みづくり等への配慮		・屋外照明や広告塔照明は、設置方向等を配慮し、「光害」を生じることがないようにする。 ・街並みづくり等への取り組みが行われる際には、取組みを阻害することのないよう調和を図る。
(5)防災対策への配慮		・地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供の要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮		・閉店後は、機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（警察）	協議済み（道警本部、旭川中央警察署）
	地元市町村	協議済み（旭川市）
	道路管理者	協議済み（旭川市土木部土木管理課）
	その他関係機関	協議済み（旭川市教育委員会）

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

#### 5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

この届出については、意見を述べる必要がないものとする。 （関係各課から意見なし）
---